

令和4年度 労働保険年度更新について

令和4年度労働保険年度更新（労働保険料の申告・納付）期間は、6月1日～7月11日（土日祝は除く）となっております。

お手元に届きます『労働保険概算・確定保険料・石綿健康被害救済法一般拠出金申告書』により、7月11日までに申告納付をお済ませ下さい。

なお、申告納付は、京都労働局、労働基準監督署並びに金融機関で受け付けております。

また、いつでもどこでも便利な電子申請（<http://www.e-gov.go.jp>）や口座振替による納付もご利用（*1）が可能となっておりますので、是非ご活用ください。

（*1）令和4年度1期保険料の口座振替申し込みは、既に終了しています。令和4年度2期保険料からのご利用となります（2期の申込締切日は8月15日です）。

◆令和4年度の保険料率

◎令和4年度の雇用保険料率は、以下のとおりとなります。

令和4年度の概算保険料額（雇用保険分）については、令和4年4月1日～同年9月30日までの概算保険料額と、令和4年10月1日～令和5年3月31日までの概算保険料額を賃金集計表などで計算をしていただき、その合計額を年度更新期間中に、金融機関・郵便局又は都道府県労働局へ申告・納付ください。

事業の種類	変更月	労働者負担	事業主負担	雇用保険率
一般の事業	4月	3.0/1000	6.5/1000	9.5/1000
	10月	5.0/1000	8.5/1000	13.5/1000
農林水産*・清酒 製造の事業	4月	4.0/1000	7.5/1000	11.5/1000
	10月	6.0/1000	9.5/1000	15.5/1000
建設の事業	4月	4.0/1000	8.5/1000	12.5/1000
	10月	6.0/1000	10.5/1000	16.5/1000

* 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については、一般の事業の保険率が適用されます。

◎ 労災保険料率は、前年と変更はございません。詳しくはホームページをご覧ください。

保険料率、手続きの法、申込用紙等、詳しくは京都労働局ホームページをご覧ください。

お問い合わせ先 京都労働局総務部労働保険徴収課（075-241-3213）

又は 各労働基準監督署へ